

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（普通乗車券の特殊発売に関する取扱い変更に伴う改正）

現 行	改 正
<p data-bbox="591 248 667 277">(前略)</p> <p data-bbox="159 292 445 320">(普通乗車券の特殊発売)</p> <p data-bbox="143 335 1115 663">第 27 条 旅客が列車内において普通乗車券の発売を請求する場合、当該列車の係員が携帯する普通乗車券ではその請求に応じられないときは、普通旅客運賃（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。なお、旅客が旅客運賃割引証を所持する場合又は旅客の請求する区間について旅客運賃割引の取扱いができる場合であっても、無割引の普通旅客運賃とする。）を収受して、係員がその携帯する普通乗車券によって乗車方向の最遠の駅又は乗継駅までのものを発売し、同乗車券の券面に、途中駅まで発売した旨を表示する。</p> <p data-bbox="143 678 1115 751">2 前項の規定は、第 21 条の 2 の規定により乗車券の発売区間に制限のある駅において、その発売区間外の普通乗車券の発売の請求があった場合に準用する。</p> <p data-bbox="573 850 667 879">(以下略)</p>	<p data-bbox="1581 248 1657 277">(前略)</p> <p data-bbox="1162 292 1449 320">(普通乗車券の特殊発売)</p> <p data-bbox="1133 335 2105 663">第 27 条 旅客が列車内において普通乗車券の発売を請求する場合、当該列車の係員が携帯する普通乗車券ではその請求に応じられないときは、普通旅客運賃（第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。なお、旅客が旅客運賃割引証を所持する場合又は旅客の請求する区間について旅客運賃割引の取扱いができる場合であっても、無割引の普通旅客運賃とする。）を収受して、係員がその携帯する普通乗車券によって乗車方向の最遠の駅又は乗継駅までのものを発売し、同乗車券の券面に、途中駅まで発売した旨を表示する。</p> <p data-bbox="1133 678 2105 837">2 前項の規定は、第 21 条の 2 の規定により乗車券の発売区間に制限のある駅において、その発売区間外の普通乗車券の発売の請求があった場合に準用する。<u>ただし、乗車券類発売機により発行する普通乗車券については表示を省略することがある。</u></p> <p data-bbox="1568 850 1662 879">(以下略)</p>

附則

この通達は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。